

7 消安第 5353 号
令和 7 年 12 月 17 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）について、「被覆複合肥料」の規格を改正すること。

具体的な内容は別紙のとおり。



普通肥料の公定規格の改正について（概要）

1. 経緯

「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号。以下「公定規格」という。）は、普通肥料の種類ごとに、使用される原料、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量等の肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第3条第1項各号に規定する事項についての規格を定めたものである。

今回、改正を行う被覆複合肥料は、公定規格において、「化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの」と定義されており、土壌中における肥料成分の溶出速度を調節するものとして、肥効の持続、緩効化等のために使用されている。

近年は、土壌診断等に基づいたきめ細かい施肥管理が推奨されており、含有している主成分の合計量は一定程度あるものの、窒素の含有量を少なくしている等の化成肥料及び液状肥料が存在している。農業の現場では、施肥を含めた農作業の省力化等のために、これらの肥料を被覆した被覆複合肥料が求められていることから、以下の（1）のとおり改正したい。

また、被覆による肥料成分の溶出速度の調節効果を確認する「初期溶出率」の試験について、窒素に加え、りん酸及び加里の試験法も整備されているが、現行の規格では窒素のみについて定められていることから、以下の（2）のとおり改正したい。

2. 改正の概要

（1）含有している主成分の合計量は一定程度あるものの、窒素の含有量を少なくしている等の化成肥料及び液状肥料を被覆複合肥料の原料とすることができるよう、「含有すべき主成分の最小量（％）」の一を「窒素及び水溶性りん酸又は水溶性加里の主成分の量の合計量 10.0」から「窒素、水溶性りん酸又は水溶性加里のいずれか二つの主成分の量の合計量 10.0」に改正したい。

本改正により、「含有すべき主成分の最小量（％）」の一に規定する「主成分の量の合計量」を満たす主成分の組み合わせに、「窒素及び水溶性りん酸」及び「窒素及び水溶性加里」に加えて、「水溶性りん酸及び水溶性加里」も含まれることとなる。すなわち、含有している主成分の合計量は一定程度あるものの、窒素の含有量を少なくしている等の化成肥料及び液状肥料も被覆複合肥料の原料とすることができるようになる。

（2）また、被覆による肥料成分の溶出速度の調節効果を確認する「初期溶出率」の試験について、窒素に加え、りん酸及び加里の試験法も整備されていることから、「その他の制限事項」の二を「窒素の初期溶出率は、50％以下であること。」から「窒素、

りん酸又は加里の初期溶出率は、50%以下であること。」に改正したい。

本改正により、初期溶出率の試験を行う主成分を、窒素、りん酸又は加里から選択できるようになる。

なお、(1)及び(2)の改正は、被覆複合肥料の規格のうち、肥料の品質を確保するための規格である「含有すべき主成分の最小量(%)」の一の主成分の選び方及び肥料の品質を確認する「初期溶出率」の試験を行う主成分の選び方のみに係るものであり、当該肥料に係るその他の規格は現行のまま維持されることから、本改正後の規格は現行の規格と同等の安全性を担保するものと考えられる。

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果通知を受けた上で、公定規格の改正手続を開始する。

※ 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（抜粋）
（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）

六 複合肥料

(3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆複合肥料 (化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	一 窒素及び水溶性りん酸又は水溶性加里の主成分の量の合計 量 10.0 二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 四 水溶性加里を保証するものにあつては	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02 ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075	一 窒素は、水溶性であること。 二 窒素の初期溶出率は、50%以下であること。 三 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書

	<p>水溶性加里 1.0</p> <p>五 水溶性石灰を保証するものにあつては</p> <p>水溶性石灰 1.0</p> <p>六 水溶性けい酸を保証するものにあつては</p> <p>水溶性けい酸 1.0</p> <p>七 水溶性苦土を保証するものにあつては</p> <p>水溶性苦土 1.0</p> <p>八 水溶性マンガンを保証するものにあつては</p> <p>水溶性マンガ 0.10</p> <p>九 水溶性ほう素を保証するものにあつては</p> <p>水溶性ほう素 0.05</p> <p>十 可溶性硫黄を保証するものにあつては</p> <p>可溶性硫黄 1.0</p>		<p>の規定に基づき植 害試験の調査を受 け害が認められな いものであるこ と。</p> <p>五 登録の有効期間 は、三年肥料等を 原料として使用す る肥料にあつては 三年、三年肥料等 を原料として使用 しない肥料にあつ ては六年である。</p>
--	---	--	--